

医療法人役員変更の届出について

○根拠条文（医療法施行令第5条の13）

医療法人は、その役員に変更があったときは、新たに就任した役員の就任承諾書及び履歴書を添付して、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

○提出書類

- ・役員変更届（様式7）（正本1部，副本1部）
- ・添付書類（下表のとおり）※

	新任	重任
就任承諾書（様式例18）	○	○
履歴書（様式例11）	○	—
印鑑証明書	○	—
社員総会議事録の写し （理事長の場合、理事会議事録の写し）	○	○
医師（歯科医師）免許証の写し （理事長、医療機関の管理者の場合）	△	—

※ 成年被後見人法の改正により、医療法人役員の欠格事由の一つが「成年被後見人又は被保佐人」から「精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改正されたことを受け、「登記されていないことの証明書」を添付書類から削除しました。（R1.9 更新）

※ 添付書類から登記事項証明書を削除しました。（R3.3 更新）

※ 就任した役員が理事長の場合は、別途「登記事項変更登記完了届（様式6）」を提出願います。